【重大事態対応フロー図】

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織『校内いじめ対策特別委員会』を設置

※　「いじめ対策特別委員会」が調査組織の母体となる。
※　組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※　因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※　事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

※　関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※　調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※　希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※　調査結果を踏まえ、再発防止にけた取組を検討し、実施する。
※　再発防止に向けた取組の検証を行う。